

令和7年度「第10回せいぶの農と食まつり」即売会等開催要領

第1 目的

「10回せいぶの農と食まつり」（以下「せいぶまつり」という。）は、農林水産物の即売会及び農林水産関係の啓発展示等（以下「即売会等」という。）を通じて、本県西部地区で生産されている農林水産物、地域特産物及びその加工品等について、地元住民はもとより県内外での認識を深めるとともに、消費拡大による農林水産物や地場産業の育成・振興等を図り、豊かで活力ある郷土づくりに資することを目的として、開催する。

併せて、優秀経営農林水産業者等の活躍の様子や県内で生産されている農林水産物や地域特産物、試験研究機関の研究成果等を広く紹介することにより、農林水産業者の生産意欲の高揚並びに本県農林水産業に関する理解の向上を図り、もって農林水産業の振興と地域特産物の定着に資するものとする。

また、この催しについて、農と食のフェスタ連絡協議会（鳥取西部農業協同組合、米子市観光協会、株式会社新日本海新聞社、鳥取県西部総合事務所の4者で構成、以下「協議会」という。）が実施する「農と食のフェスタ in せいぶ」（以下「フェスタ」という。）の主催イベントの一つとして開催することにより、県内外に西部地区の農と食の魅力を一体的かつ総合的に情報発信することを目的とする。

第2 主催

農と食のフェスタ連絡協議会

第3 開催日時

令和7年10月18日（土） 10:00～16:00

19日（日） 10:00～15:00

第4 会場

米子コンベンションセンター前広場

第5 出展コマ数

17コマ程度（1コマは、奥行2間（3.6m）×幅3間（5.4m）の普通テント1張、又は奥行1.5間（2.7m）×幅2間（3.6m）の小型テント1張の2種類）

出展場所は屋外を予定しているが、申込状況及び即売会等の運営を考慮して屋内へ変更し、出展コマ数および面積も調整する場合がある。

第6 即売会等の出展

1 即売会

農林水産物、加工品及び郷土料理等の展示、販売等を行う下記の取組。

ア 西部地域の農林水産物及びそれを用いた加工品等の展示、販売

イ 郷土料理、名物料理及び加工品等の展示、販売

ウ ア及びイを通じた市町村のPR

2 啓発展示

本県の農林水産業等のPR等を行う以下の取組。

ア 優秀経営農林水産業者等を紹介したパネル展示

イ 農林水産技術等の普及・啓発のためのパネル等の展示

ウ 農林水産業の普及・啓発のための体験イベント

エ 最近関心の高まっている農林水産業等の課題テーマに沿った普及・啓発の展示

オ 6次産業化又は農商工連携による新商品のPRほか

3 その他

公益性があり、広く情報発信することが必要と農と食のフェスタ連絡協議会長（以下「会長」という。）が認めるもの。

第7 出展者等

1 出展者

- (1) 原則として即売会等の開催日2日間の出展が可能な者で、会長がフェスタ及びせいぶまつりの目的及び各種県条例等に照らして適当と認めた者（市町村を通して出展を申し込む場合は、市町村長が即売会等の目的に照らして適当と認め、推薦する者とする。）とする。
- (2) 出展の申込方法、出展者の決定等の詳細は、「第10回せいぶの農と食まつり」即売会等出展要領（以下「出展要領」という。）により、別に定める。
- (3) 出展の申込み多数の場合は、コマ数の調整等の方法により、出展者を決定することがある。

2 出展者の辞退、取消し

- (1) 出展者の決定後に、出展者の都合により辞退する者（以下「出展辞退者」という。）は、出展要領により所長に届け出なければならない。
- (2) 出展者の辞退、取消しの詳細は、出展要領に別に定める。

第8 出展経費の負担等

- (1) 出展及び備品等レンタルは出展要領により、別に定める。
- (2) 天災等によって急遽中止となった場合、出展予定者はキャンセル料として出展料と備品レンタル料の合計額の半額を負担する。ただし、レンタル業者等との調整の結果、これを減額することがある。
- (3) 天災等によって急遽中止となった場合、出展者がそれまでに準備に要した経費（食材費等、出展者が独自に行う準備にかかる経費）については、出展者が全額負担する。

第9 新型コロナウイルス感染症対策、安全対策、事件・事故の防止等

1 来場者の安全確保等

- (1) 出展者は、フェスタ及びせいぶまつりについて、来場者及び一般通行者等の安全確保を始め、食品の安全・衛生管理及び火災予防等に努めなければならない。
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策について、出展者は協議会で実施する感染防止対策に協力しなければならない。
- (3) (1) (2) の事項について、主催者及び所管機関等から指導があった場合は、これに従わなければならない。
- (4) フェスタ（せいぶまつりを含む）の来場者に対して、協議会でイベント保険等に参加するが、出展者についても、必要に応じて自ら加入することが望ましい。

2 販売及び管理

即売品、試食品及び展示品等の販売及び管理は、出展者の責任において行う。

3 盗難・事故等の防止対策

即売会等の会場では、警備員等が夜間見回りするなどの一応の盗難・事故防止対策を行うが、万一、盗難、その他の事件・事故が発生しても、主催者はその責を負わない。

第10 せいぶまつりに関する広報

協議会の構成機関・団体、協賛及び後援の団体等と連携し、各機関・団体等有する広報媒体により、可能な範囲で広報宣伝及びポスター・チラシの作成・配布等を行う。

第11 事務局

せいぶまつりに関する事務は、西部総合事務所農林局農商工連携チームにおく事務局にて処理する。

第12 その他

- 1 せいぶまつりの企画運営について、関係法令に従うとともに、環境に配慮した開催とするため、「鳥取県エコイベントマニュアル」に従って実施する。
- 2 この開催要領に定めるもののほか、せいぶまつりの企画運営等に必要な事項は、会長が別に定める。